空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託 プロポーザル実施要領

佐賀県県土整備部建築住宅課

1 目的

人口減少や核家族化が進む中、空き家は年々増加しており、適切な管理が行われない結果として、倒壊や屋根・外壁の落下など防災性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせている。空き家が危険な状態となる前に、適切な管理や利活用、除却を行うことの重要性を広く県民に周知し、意識の醸成を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1)業務の名称 空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託
- (2) 業務の内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日(月曜日)まで
- (4)上限額金8,300千円(消費税及び地方消費税額を含む)

3 提案公募スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール (予定)

① 県ホームページでの公募開始 令和6年8月5日(月曜日)

② 事前説明会 実施しない

③ 質問書の提出期限 令和6年8月19日(月曜日)

④ 参加資格確認申請書の提出期限 令和6年8月22日(木曜日)

⑤ 提案書の提出期限 令和6年8月30日(金曜日)

⑦ 最優秀提案者決定 令和6年9月11日(水曜日)

⑧ 契約締結、業務開始 令和6年10月初旬

(2)事前説明会について実施しない

(3) 仕様書等に対する質問書の提出

仕様書内容等に質問等がある場合は、仕様書等に対する質問書(様式1)に必要事項を記入の上、令和6年8月19日(月曜日)17時までに電子メールにより提出すること。質問等への回答は、令和6年8月20日(火曜日)までに質問者に対し、電子メールにより行う。なお、必要に応じて、応募者全員に質問等及び回答内容を周知する場合がある。

(4) プロポーザル参加申込書の提出

- ① 提出書類 各1部
 - ·参加資格確認申請書(様式2)
 - 実績書(様式3)
 - ・会社概要(パンフレット等)

- ※会社概要には佐賀県内に本社、支店又は営業所(又はCSOの活動拠点となる事務所等)を有していることが確認できる内容が記載されていること。
- ② 提出期限 令和6年8月22日(木曜日)17時まで
- ③ 提出場所 佐賀県県土整備部建築住宅課住宅計画担当 (佐賀市城内一丁目1番59号新館7階)
- ④ 提出方法 持参、メール又は郵送(②までに必着のこと) ※郵送の場合は、郵便事故等も想定されるため、配達記録の残る方法により 提出すること
- ⑤ 参加資格確認結果通知日 令和6年8月27日(火曜日)

(5) 提案書等の提出

- ① 提出書類 ・提案書(任意様式) 6部(正本1部、副本5部) (提案書作成要領参照の上、作成すること)
 - ・見積書(税込) 6部(正本1部、副本5部) (見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の 関係が分かる内訳を記載すること。)
- ② 提出期限 令和6年8月30日(金曜日)17時まで
- ③ 提出場所 佐賀県県土整備部建築住宅課住宅計画担当 (佐賀市城内一丁目1番59号新館7階)
- ④ 提出方法 持参、郵送(②までに必着のこと) ※郵送の場合は、郵便事故等も想定されるため、配達記録の残る方法により 提出すること
- ⑤ 提案書等の取扱い
 - ・本提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする
 - ・提出された提案書等は返却しない
 - ・県が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある

(6) プレゼンテーションについて

- ① 日 時 令和6年9月6日(金曜日)13時30分~ (予定)
- ② 場 所 旧自治会館1階 3号会議室(佐賀市城内1丁目5-14)
- ③ 実施方法 ・ プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として 実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使 用しないものとする。
 - ・参加者側の出席者は2人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度(説明15分、質疑5分程度)を予定している。(参加者数により変更とする場合あり)
 - ・ 当日の集合時間及びプレゼンテーション実施時間については後日連絡する。

(7) 最優秀提案事業者の選定

- ・ 審査員は、別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定 し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ・ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする場合がある。

- ・ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、企画内容に対す る評価についての評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ・ 最優秀提案事業者の合計点が、各審査員の持つ得点の合計点の半分に満たない場合は、再 度企画公募を行うこととする。
- ・ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施する に相応しい企画内容か否かを評価する。
- ・ 審査結果については、各提案事業者へ個別に通知する。
- ・ 業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

4 参加要件

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 過去5年(平成31年4月1日から本公募開始日まで)の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、佐賀県又は他の地方公共団体と同種の契約を行い、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。
 - ※同種の業務には、テレビCMの制作を含むものとする。
 - ※テレビCMの制作は、30 秒以内のものとする。
- (2) 佐賀県内に本店、支店、営業所等(又はCSOの活動拠点となる事務所等)を有する者。 支店、営業所等の場合は、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支 店等に勤務する従業員数が50人以上の者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6ヶ月前から契約までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若し くは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

5 業務の委託契約

- (1) 本件プロポーザルにより選定された委託候補者については、県と協議の上、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託契約締結後の業務の実施にあたり、企画の内容を一部変更する場合は、別途協議する こととする。この場合、委託先との協議に基づき県が作成する委託業務仕様書により、見積 書を改めて提出することとなる。
- (3) 最優秀提案事業者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

6 契約の締結

令和6年10月初旬(予定)

7 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - (4) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、 これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有してお り、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合
- (4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

8 問い合わせ先

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当 野方、北川

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59

TEL: 0952-25-7165 FAX: 0952-25-7316 E-mail: kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

9 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針 (https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html) に基づき、このプロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。